

精神障害者施策の充実に向けた取り組みについて（ピアサポーター活躍支援）

1. 主旨

区は、「住み慣れた地域で支えあう」地域共生社会の実現に向けて、精神障害があっても地域で安心して自分らしく暮らすための取り組みの1つとして、精神障害の当事者支援に効果的な役割を果たすことが期待できる精神障害者ピアサポート活動を推進している。

今回、令和4年度より精神障害者施策の充実に向けて取り組む「ピアサポーター登録・派遣事業」及び「ピアサポート活動団体支援」について報告する。

2. ピアサポート活動

(1) ピアサポート活動

ピアサポート活動は「同じ立場や課題を経験したことを活かし、仲間として支えあう活動」であり、このピアサポート活動を行う者を「ピアサポーター」という。 ※ ピア (peer)・・・「同じ立場にある仲間」という意味。

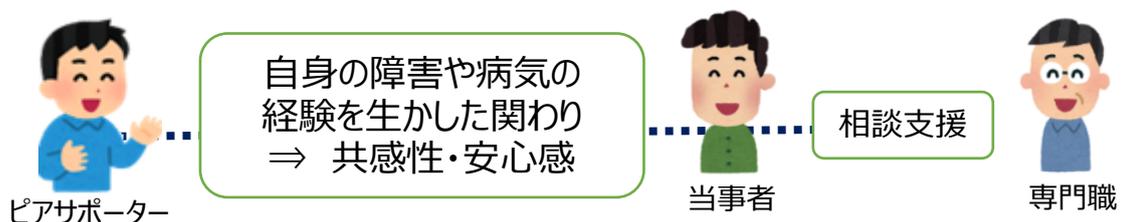
(2) ピアサポートの主な効果

精神障害者にとってのピアサポートは、主に以下の効果がある。

- ① 共感性 「同じ様な辛さの経験」を認め合うことが出来る共有感覚
- ② 安心感 「理解してもらえる人がいる」「信じられる人がいる」ことの安心感
- ③ 希 望 「自分もなりたい」「自分にもできるかも」と思える希望

また、ピアサポーター自身にも「活動を続けるためのセルフケア」や「自己価値認知」、「共生社会への貢献」などエンパワメントの効果がある。

ピアサポート活動の効果



3. 世田谷区におけるピアサポート活動等の現状

- (1) 夜間休日等こころの電話相談（令和2年度より実施）
- (2) 精神科病院長期入院者に対する支援（令和2年度より実施）
- (3) 民間福祉サービス（相談や日中活動など）におけるスタッフ
- (4) ピアサポーター養成研修（入門編・基礎編）

精神障害者のピアサポート活動への参加

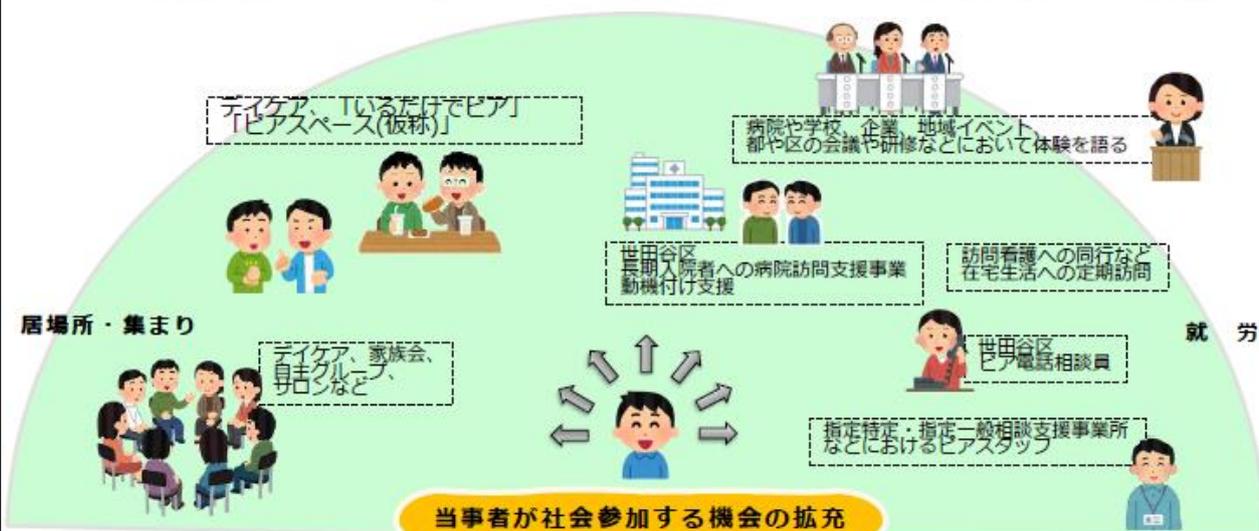
就労している人	福祉サービスを利用している人	社会との関係が薄くなっている人	退院して間もない人
---------	----------------	-----------------	-----------



- ① 障害状況や生活の安定
- ② 社会参加・社会貢献への関心
- ③ ピアサポーター養成研修の受講
- ④ ピアサポート活動への参加

自身の障害や病気の経験を生かし大切にしながら活動する機会・活動（ピアサポート活動）

- 同じく障害や疾病がある仲間に対する活動
- 地域、広く区民への啓発、理解促進



活動内容や頻度等に優劣はなく、どの活動も社会にとって等しく価値があり、尊重される。個々の経験や心身の状況、強み、希望に応じて、当事者本人が様々な社会参加の機会を選択できる地域社会の実現。

4. ピアサポート活動における課題等

- (1) 世田谷区精神障害者等支援連絡協議会に設置されたピアサポート活動ワーキンググループにおいて、「精神障害者の個々の経験や心身の状況等に応じたピアサポート活動の必要性」や「当事者が尊重される社会の実現に向けて当事者自身が参加することの重要性」等について意見が出されている。
- (2) 国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに係る検討会（令和3年3月）」において、「精神障害者施策を中心としたピアサポーターの有効性」と「活動環境の整備」、「ピアサポーターの活動機会や場の創設に取り組む必要性」が示されている。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者や自立支援医療（精神通院）利用者が年々増加していることに加え、コロナ禍による先行きが不透明な社会状況で、地域障害者相談支援センター“ぽーと”の相談件数が1.4倍になり、心身の状態が不安定になっている方への寄り添い支援が増えているなか、専門職とピアサポーターがチームを組んだ支援の必要性が高まっている。
- (4) ひきこもり状態にある方を含め精神障害やその疑いがある方の安定した地域生活を支援するためには、そうした経験を持つピアサポーターを含む交流の場を作るなど重層的な支援体制を確保する必要がある。
また、ひきこもり状態にある方の支援については、若者支援や生活困窮者支援などの関係機関と必要な連携を図る。

5. 令和4年度に取り組む事業の概要

(1) ピアサポーター登録・派遣事業

① ピアサポーター養成研修の拡充

- ・ ピアサポーター養成研修《基礎編》に加え《専門編》を実施。
- ・ ピアサポーターと協働する団体や支援者向け研修を実施。

内容	現状	4年度	5年度	6年度
ピアサポーター養成研修《基礎編》	実施		実施	
ピアサポーター養成研修《専門編》		実施(新)		実施
団体や支援者向け研修			実施(新)	実施

② ピアサポーター登録・派遣・フォロー

- ・ ピアサポーター養成研修修了者を登録し、ピアサポート活動や精神障害者雇用に関心のある団体や事業者に対して、ピアサポーターを派遣する仕組みを構築。
- ・ ピアサポーター派遣は、養成研修修了者がピアサポート活動を継続するた

めの実習の場とするほか、派遣先とのマッチングの機会としても活用。

- ・ピアサポーターの「メンタル面のサポートや体調面での配慮」を行うため、フォロースタッフを配置し、派遣先への同行や活動の振り返り、活動前後の気持ちのフォロー等を実施。
- ・ピアサポーター登録・派遣を行う事業者については、委託を予定。

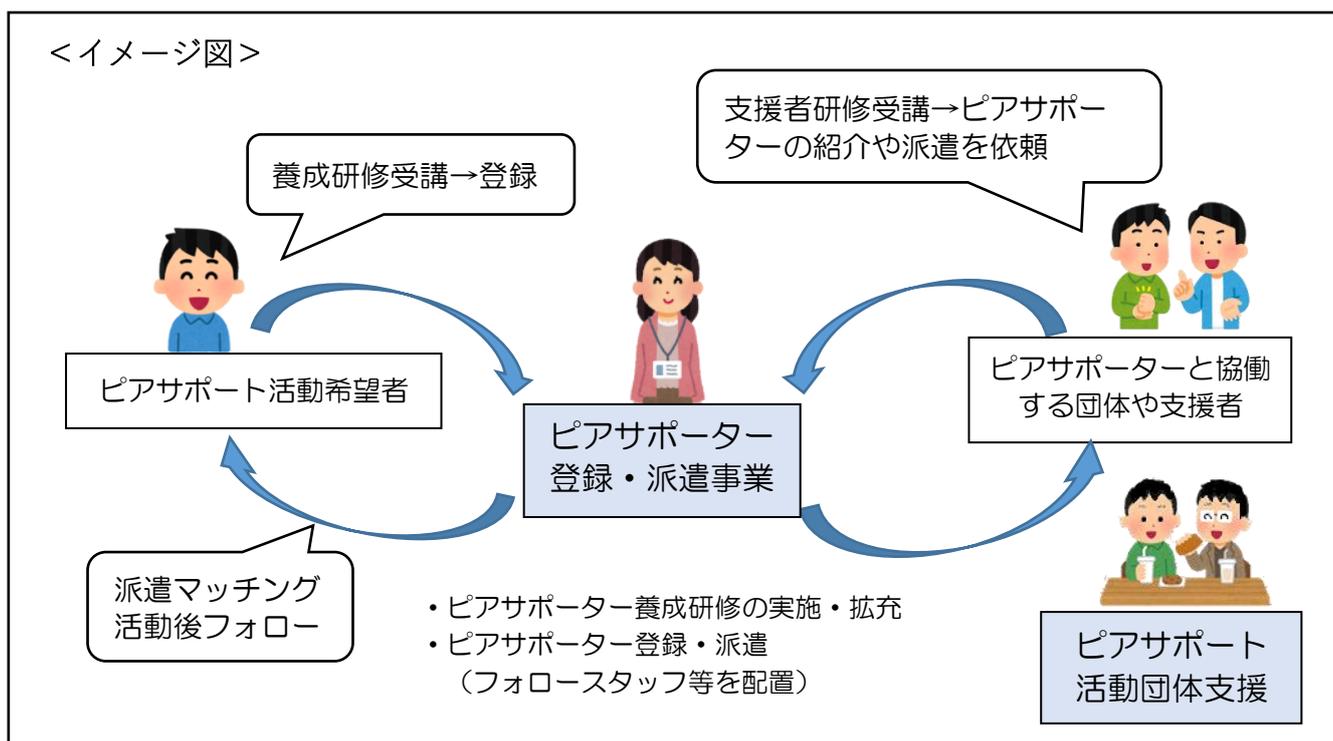
内容	現状	4年度	5年度	6年度
ピアサポーター登録人数	—	7人	10人	15人
ピアサポーター派遣回数	—	70回	240回	360回

(2) ピアサポート活動団体支援

地域においてピアサポート活動を自主的に行う団体の活動を促進するため、既存事業である「世田谷区精神障害者ケア事業補助」を見直し、ピアサポート活動を行う団体に対して開設準備や活動費の補助を実施。

○世田谷区精神障害者ケア事業補助の見直しについて

	現状	見直し後
対象事業	精神障害者の集うナイトケア、休日ケア	精神障害者やピアサポーター等が参加するグループ活動（オンライン含む）、その他居場所や交流の場となる活動 *時間帯や曜日は問わない
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開設準備費：25,000円上限 ・人件費：1日2,460円、年間639,600円上限 	<ul style="list-style-type: none"> ・開設準備費：変更なし ・活動費：1回12,000円（年間24回上限）



6. 概算経費

12,238千円 【特財】9,544千円【一財】2,694千円
国・都（重層的支援体制整備事業補助） 3/4
地域保健福祉等推進基金 10/10 *調整中

<内訳>

ピアサポーター登録・派遣事業 10,773千円
事業費、フォロースタッフ人件費、ピアサポーター派遣報償費等
ピアサポート活動団体支援 1,465千円
開設準備経費・活動費 5団体分

7. 今後のスケジュール

令和4年 6月 ピアサポーター登録・派遣事業事業者選定
8月 ピアサポート活動団体募集
10月～ ピアサポーター登録・派遣事業開始
ピアサポート活動団体支援開始

世田谷区におけるこれまでの精神障害者施策の充実の取り組み

平成31年2月	こころの相談機能等強化検討専門部会 報告まとめ
3月	世田谷区精神障害者等支援連絡協議会の設置
4月	地域障害者相談支援センター“ぽーと”体制強化
令和元年6月	多職種チームによる訪問支援事業（アウトリーチ事業）試行開始
令和2年4月	こころの相談機能整備（保健センター）
7月	精神科病院の長期入院者に対する訪問支援事業の試行開始

せたがやノーマライゼーションプラン

－世田谷区障害施策推進計画－（令和3年度～令和5年度）

【基本理念】

『障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現』

【施策展開の考え方】

- ・ 障害者に対する理解や配慮の促進
- ・ 地域共生社会の実現に向けた参加と協働の地域づくり
- ・ ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

計画目標6	精神障害施策の充実
	(1) 保健・医療・福祉の支援者間の連携強化
	(2) 精神科病院に入院している区民に対する地域移行の推進
	(3) 住まいの確保支援の充実
	(4) 退院後の生活体験機能の構築
	(5) 日中の居場所づくりの充実
	(6) 家庭支援の拡充
	(7) 普及啓発・理解促進の推進
	(8) 精神保健福祉に係る相談支援の充実
	(9) ピアサポーターが活躍する機会の拡充

世田谷区精神障害者等支援連絡協議会 委員

区分	No.	所属
関係機関	1	東京都立中部総合精神保健福祉センター
	2	共立女子大学 看護学部看護学科教授
	3	世田谷区医師会
	4	玉川医師会
	5	世田谷薬剤師会
	6	玉川砧薬剤師会
	7	世田谷区歯科医師会
	8	玉川歯科医師会
	9	訪問看護ステーション連絡会推薦
	10	精神科病院 東京都立松沢病院
	11	地域生活支援センター サポートセンターきぬた
	12	世田谷区保健センター
	13	世田谷区基幹相談支援センター
	14	指定特定・一般相談支援事業者 team shien
	15	地域生活支援センター MOT A
	16	就労継続 (B 型) ハーモニー
	17	障害者就労支援センターしごとねっと
	18	九品仏あんしんすこやかセンター
	19	ピアサポーター
	20	グループホームちぐさ
	21	一般財団法人世田谷トラストまちづくり
庁内	22	北沢総合支所保健福祉センター所長
	23	保健福祉政策部長
	24	障害福祉部長
	25	世田谷保健所所長
	26	世田谷保健所副所長